

議会運営委員会

日 時 令和 3 年 1 0 月 2 1 日（木） 午前 1 0 時～
場 所 全員協議会室

1 議会活性化の検討について【別紙No. 1 ～ 4】

（1）早期検討項目等について

2 幹事長（会派代表者）討論について【別紙No. 5】

3 その他

（1）広報広聴会議の報告

- ・議会ホームページ【別紙No. 6】
- ・議会だより
- ・東輝中学校との意見交換会

1 0 月 2 7 日（水） 1 3 : 3 0 ～

（2）議員派遣について

政策研究会行政視察 ※L G B T Q + の取組について

（期間） 1 1 月 4 日（木）

（派遣場所）兵庫県明石市

（参加）浅田会長、三上副会長、赤坂副会長、富谷議員、平本議員、

木村議員、三宅議員、松山議員、小川議員、木曾議員、竹田議員、

＊福井議長参加

【裏面につづく】

(3) 議会運営委員会の日程

12月議会議案送付

11月22日(月) 10:00～

※議運後、幹事会、 11:00～ 全員協議会(財政状況及び今後の見通し)、
引き続き(午後予定)会派会議、広報広聴会議(広報部会・広聴部会)

※議運事前調整 11月19日(金) 11:00～(正副議長・正副委員長)

(4) その他委員会等の日程

10月21日(木) 13:30～ 総務文教常任委員会

26日(火) 13:30～ 産業建設常任委員会

11月 9日(火) 11:00～ 幹事長(会派代表者)討論

17日(水) 10:00～ 環境市民厚生常任委員会

議会活性化検討項目一覧(令和3年度) ①早期検討抜粋ほか

ver031021

No.	分類	項目	《主な意見》《決定事項》等	検討結果	検討優先度
1	機能強化	副議長・監査委員の質問権の付与	《提案内容》 ・一般質問を行っていない副議長、監査委員について、質問の機会を付与すべき。 ・一定の条件を踏まえたうえで、監査委員も議員としての権限を有することから、一般質問を実施できることとする。 《主な意見》 ・一般質問時間のシミュレーションにあたり、副議長・監査委員の質問権の付与について、先に議論していく。 ・質問ができない中で会派としては候補を出さなかった。副議長や監査委員の任期があるので、次の役員改選からでよい。 ・今までの慣例の中で質問しないことになっているのであれば取っ払ったらい。 ・前向きに検討するほうがよい。 ・副議長や監査委員も質問していくことは、議会の活性化となるので、この前提でよい。 ・副議長や監査委員も含めた形でやっていただければよい。 ・正副議長と監査委員が一般質問をしないということは、先例・申合せに記載されている。先例・申合せから文言を外せばよい。 ・議会運営委員会です承いただければ、先例・申合せの変更は可能である。 ・副議長については、特に知り得た情報はないが、監査委員については、監査委員だけが知り得る情報があるので、その内容については除外するという約定等を付けなければならない。 《決定事項》 ・先例・申合せを変更することで発言できるように対応し、通常で通告できる形をとることで整理する。 ・副議長・監査委員の質問権の付与については、来年3月議会からの実施とし、それまでの間はこれまでどおり、議会運営委員会での承認とする。各会派では、このことについて伝えていただき、理解を得ておくこととする。それをもって、今後の議会運営委員会で、先例・申合せの変更について協議する。	検討継続	②
2	機能強化	本会議場での休憩時間の取り扱い	《主な意見》 ・ゆったりと日程をとって4日間で考えていけばよい。 ・副議長や監査委員も含めた形でやっていただければよい。 ・二人(副議長・監査委員)が増えて、そのことを汲んでの活性化であれば、その人数分も入れて検討すべきである。二人増えれば3日間では無理がある。 ・さらに質問者が増えると、日によっては議会運営委員会や追加議案の提案理由説明・付託などもあるので、かなり厳しいスケジュールを組むことになる。 ・4日間がよい。議会としては職員のことを考えていくことも大切である。 ・午前3人となると、12時30分の終了となり、働き方改革や昼休みの関係で考えると難しい。 《決定事項》 ・6月議会・9月議会・12月議会の一般質問については、連続二人までを最大とし、引き続く場合は休憩を挟む。 ・副議長と監査委員を含めて考えると、3日間では無理であり、4日間とする。 ・一般質問4日間は、12月議会から実施する。 ・副議長・監査委員を含めた23人で4日間のシミュレーションを作成し、検討する。(事務局資料作成) ※議場内へのマイボトルの持ち込みについては、令和3年6月議会から実施済み。当面続けていく。	検討継続	①
4	機能強化	決算事務事業評価の再考	《決定事項》 ・決算審査資料である令和2年度決算に関する主要施策報告書(8月23日配付予定)が届き次第、各常任委員会分科会で事前勉強会を実施して、決算審査に臨む。 ※なお、従来どおりの分科会方式、事務事業評価等により、決算審査を実施する。 ※令和3年9月議会実施済み。	検討終了	①

議会活性化検討項目一覧(令和3年度) ①早期検討抜粋ほか

ver031021

No.	分類	項目	《主な意見》《決定事項》等	検討結果	検討優先度
6	機能強化	一般質問の個人質問時間配分の変更	《主な意見》 ～代表質問について～ ・代表質問1日と個人質問3日間の枠の中で組んでいただくのがよい。 ・質問と答弁を一体とする考え方でシミュレーションしていただきたい。 ・代表質問の答弁内容を踏まえて、個人質問をする形をとっている。1日目に代表質問するのであればよいが、2日目以降は、代表質問と個人質問が逆になる場合もあり矛盾が生じる ・代表質問の質問と答弁が分かれることは、避けてほしい。 ・1日1日のトップで代表質問する考え方がよい。 ・代表質問は1日目にまとめたほうがよい。代表質問は大きいところで捉えていただき、細かい部分については、個人質問で関連質問しやすくしていくことも手法である。 ～個人質問について～ ・一般質問4日目が入ってくれば、一人45分が可能ではないか。 ・答弁含めて一人45分がよい。 《決定事項》 ・3月議会の一般質問については、4日間とし、1日目で代表質問を全て終えて、また、一人ずつで休憩を挟む。 ・個人質問は3日間として、質問時間については、答弁を含み一人45分を確保し、二人で休憩を挟む。 ・副議長と監査委員も含め、一般質問23人とする。 ・これらの内容でシミュレーションを作成し、検討する。(事務局資料作成)	検討継続	①
10-2	機能強化	本会議場のBGM	《決定事項》 ・本会議開始前と休憩時(本会議再開前)に20分程度、議場内にBGMを流す。 ・事務局が選曲し、正副議長と正副委員長に相談の上、決定する。 ※令和3年9月議会実施済み。	検討終了	①
12	情報共有	会派の行政視察報告をホームページで公開	《主な意見》 ・様式はこれでよい。 ・交換名刺をどのようにするのか整理したい。 ・名刺には携帯番号など個人情報が記載されているので、名刺についてはホームページに載せないほうがよい。視察対応していただいた方の役職の記載で対応できる。 ・写真はよいが、名刺はホームページに掲載しないほうがよい。 ・政務活動費を使って行政視察された報告については、その都度いただいている。交換名刺や資料などの添付も含めて、報告書一件書類として議会図書室で保管している。 ・視察報告書の提出は従来どおりでよい。 《決定事項》 ・視察報告書は従来どおり視察後1カ月以内を目途に提出する。 ・ホームページでの公開については、政務活動費の収支報告と合わせて、次年度4月以降に行う。 ・次回の会議で、再度、会派の行政視察用の書式を示していただく。(事務局資料作成)	検討継続	①

議会活性化検討項目一覧(令和3年度) ①早期検討抜粋ほか

ver031021

No.	分類	項目	《主な意見》《決定事項》等	検討結果	検討優先度
14	その他	議員研修(全国都市問題会議等)の検討	《委員長提案》 ・来期に向けて、しっかりとした形で申し送りしていきたい。第15期と第16期のそれぞれの4年間で、全国都市問題会議に参加するために予算措置した経費を積み上げて、それを議員数で割れば、各期における一人当たりの費用が算出できる。いろいろな研修に行きたいとの思いであれば、その費用を政務活動費に加算する手法を取ってみてはどうか。全ての議員に対して、全国都市問題会議で執行した費用を振り分けて、政務活動費に配分する形で研修費に充てていく案である。 《主な意見》 ・全国都市問題会議だけでなく、ほかに候補を挙げて選べばどうか。他会派の議員や他自治体の議員との交流ができる点では、会派の行政視察と違う面もある。 ・研修で何を学びたいのかが大事であり、また、議長会フォーラムは抽選で当選しない場合もあって、一定決められない部分がある。 ・コロナ後においては、大規模会場での大勢を集積する研修会は実施されにくくなるのが想定される。経費がかさんだり、参加定員が減ると参加しづらくなるので、委員長の意見も大事である。ただし、新たに政務活動費に配分するのであれば、必ず研修会に参加するということの足かせを付けておく必要がある。これを行政視察で使ってしまうと、本末転倒であるので、この部分をペインティングして検討いただきたい。 ・全国都市問題会議にかかっている予算を使って、これから議員が活動する上で、それぞれが選択していろいろな研修に行けるようになる。議員それぞれが思いをもって勉強するために研修に参加するものであるのよいと思う。 ・基準を明確に設けていただいた中で、研修会を選べるようになるのはありがたい。 ・議員それぞれが自由に使えてよいと思うが、1年間で精算しなければならないので、事務局として予算の付け方が難しい。 ・政務活動費については、条例で定められているものであり、条例改正は可能であると考えているが、それまでには、財政的な面での協議が必要になってくる。 ・議員一人で見ると4年間に一度参加しており、1年間6人の予算を全議員24人で割ることになるので、現在月額1万5,000円の政務活動費からどれほどのアップとなるのか。 ・予算については財政課との協議が必要である。また、議長には理事者との調整についてお願いしたい。 《決定事項》 ・今年度中止となれば、予算的なことがあるが、最終年度に18人が対象となる。今期についてはその整理しかできない。 ・第18期に向けて、どのぐらいの額になるのかシミュレーションして、予算を組み替えて政務活動費に積んで調整できるのかを検討する。(事務局資料作成)	検討継続	①

令和３年度 議会活性化の検討 ②検討（１～２年を目途）

項目No. 1 副議長・監査委員の質問権の付与 【機能強化】

《提案内容》

- ・一般質問を行っていない副議長、監査委員について、質問の機会を付与すべき。
- ・一定の条件を踏まえたうえで、監査委員も議員としての権限を有することから、一般質問を実施できることとする。

○前回の内容等

《主な意見》

- ・一般質問時間のシミュレーションにあたり、副議長・監査委員の質問権の付与について、先に議論していく。
- ・質問ができない中で会派としては候補を出さなかった。副議長や監査委員の任期があるので、次の役員改選からでよい。
- ・今までの慣例の中で質問しないことになっているのであれば取っ払ったらよい。
- ・前向きに検討するほうがよい。
- ・副議長や監査委員も質問していくことは、議会の活性化となるので、この前提でよい。
- ・副議長や監査委員も含めた形でやっていただければよい。
- ・正副議長と監査委員が一般質問をしないということは、先例・申合せに記載されている。先例・申合せから文言を外せばよい。
- ・議会運営委員会です承いただければ、先例・申合せの変更は可能である。
- ・副議長については、特に知り得た情報はないが、監査委員については、監査委員だけが知り得る情報があるので、その内容については除外するという約定等を付けなければならない。

《決定事項》

- ・先例・申合せを変更することで発言できるように対応し、通常で通告できる形をとることで整理する。
- ・副議長・監査委員の質問権の付与については、来年３月議会からの実施とし、それまでの間はこれまでどおり、議会運営委員会での承認とする。各会派では、このことについて伝えていただき、理解を得ておくこととする。それをもって、今後の議会運営委員会でも、先例・申合せの変更について協議する。

○今回の検討事項

- ・ 先例・申合せの整理。

《府内他市の状況》

- ・ 副議長 実施している 8 市
 慣例的に控えている等 7 市（亀岡市）

※申合せ等

（亀岡市） 議長、副議長及び議会選出監査委員は、一般質問を行わないのが例である。（先例・申合せ 1 1 5）

- ・ 監査委員 実施している 1 0 市
 慣例的に控えている等 5 市（亀岡市）

※申合せ等

（京丹後市） 監査委員はその任務の性格から良識をもって行う。

（亀岡市） 議長、副議長及び議会選出監査委員は、一般質問を行わないのが例である。（先例・申合せ 1 1 5）

令和３年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.2 本会議場での休憩時間の取り扱い 【機能強化】

《提案内容》

- ・マイボトルの持ち込みと合わせて、休憩時間の設定を検討する。
- ・会議中の離席者を調整する工夫が必要である。

○前回の内容等

《主な意見》

- ・ゆったりと日程をとって４日間で考えていけばよい。
- ・副議長や監査委員も含めた形でやっていただければよい。
- ・二人（副議長・監査委員）が増えて、そのことを汲んでの活性化であれば、その人数分も入れて検討すべきである。二人増えれば３日間では無理がある。
- ・さらに質問者が増えると、日によっては議会運営委員会や追加議案の提案理由説明・付託などもあるので、かなり厳しいスケジュールを組むことになる。
- ・４日間がよい。議会としては職員のことを考えていくことも大切である。
- ・午前３人となると、１２時３０分の終了となり、働き方改革や昼休みの関係で考えると難しい。

《決定事項》

- ・６月議会・９月議会・１２月議会の一般質問については、連続二人までを最大とし、引き続く場合は休憩を挟む。
- ・副議長と監査委員を含めて考えると、３日間では無理であり、４日間とする。
- ・一般質問４日間は、１２月議会から実施する。
- ・副議長・監査委員を含めた２３人で４日間のシミュレーションを作成し、検討する。（事務局資料作成）

※議場内へのマイボトルの持ち込みについては、令和３年６月議会から実施済み。当面続けていく。

○今回の検討事項

- ・６月議会、９月議会、１２月議会における一般質問のタイムスケジュールシミュレーション【別紙No.3】

令和３年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.6 一般質問の個人質問時間配分の変更 【機能強化】

《提案内容》

- ・一般質問の個人質問について、３月議会においても一人２０分を会派に割り当てるという考えではなく、議員一人持ち時間（答弁時間含む）４５分とする。

○前回の内容等

《主な意見》

～代表質問について～

- ・代表質問１日と個人質問３日間の枠の中で組んでいただくのがよい。
- ・質問と答弁を一体とする考え方でシミュレーションしていただきたい。
- ・代表質問の答弁内容を踏まえて、個人質問をする形をとっている。１日目に代表質問するのであればよいが、２日目以降は、代表質問と個人質問が逆になる場合もあり矛盾が生じる。
- ・代表質問の質問と答弁が分かれることは、避けてほしい。
- ・１日１日のトップで代表質問する考え方がよい。
- ・代表質問は１日目にまとめたほうがよい。代表質問は大きいところで捉えていただき、細かい部分については、個人質問で関連質問しやすくしていくことも手法である。

～個人質問について～

- ・一般質問４日目が入ってくれば、一人４５分が可能ではないか。
- ・答弁含めて一人４５分がよい。

《決定事項》

- ・３月議会の一般質問については、４日間とし、１日目で代表質問を全て終えて、また、一人ずつで休憩を挟む。
- ・個人質問は３日間として、質問時間については、答弁を含み一人４５分を確保し、二人で休憩を挟む。
- ・副議長と監査委員も含め、一般質問２３人とする。
- ・これらの内容でシミュレーションを作成し、検討する。（事務局資料作成）

○今回の検討事項

- ・３月議会における一般質問のタイムスケジュール
シミュレーション【別紙No.3】

令和３年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No. 1 2 会派の行政視察報告をホームページで公開 【情報共有】

《提案内容》

- ・ 政務活動費の収支報告とともに、会派の行政視察報告についてもホームページに掲載する。

○前回の内容等

《主な意見》

- ・ 様式はこれでよい。
- ・ 交換名刺をどのようにするのか整理したい。
- ・ 名刺には携帯番号など個人情報が記載されているので、名刺についてはホームページに載せないほうがよい。視察対応していただいた方の役職の記載で対応できる。
- ・ 写真はよいが、名刺はホームページに掲載しないほうがよい。
- ・ 政務活動費を使って行政視察された報告については、その都度いただいている。交換名刺や資料などの添付も含めて、報告書一件書類として議会図書室で保管している。
- ・ 視察報告書の提出は従来どおりでよい。

《決定事項》

- ・ 視察報告書は従来どおり視察後 1 カ月以内を目途に提出する。
- ・ ホームページでの公開については、政務活動費の収支報告と合わせて、次年度 4 月以降に行う。
- ・ 次回の会議で、再度、会派の行政視察用の書式を示していただく。
(事務局資料作成)

○今回の検討事項

- ・ 会派の視察調査報告書様式の確認【別紙No. 4】

令和３年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No. 1 4 議員研修（全国都市問題会議等）の検討 【その他】

《提案内容》

- ・ 17期はどうするのか。行った人と行かなかった人がいる。（コロナ禍、残りの期間で都市問題会議だけで未だの議員全員が対応できない。議長会フォーラム等、議長が認める研修も含めて全員がどこかに参加できるようにすべき。
- ・ そのうえで、18期に向けたルール作りを1年余で考えていく。

○前回の内容等

《委員長提案》

- ・ 来期に向けて、しっかりとした形で申し送りしていきたい。第15期と第16期のそれぞれの4年間で、全国都市問題会議に参加するために予算措置した経費を積み上げて、それを議員数で割れば、各期における一人当たりの費用が算出できる。いろいろな研修に行きたいとの思いであれば、その費用を政務活動費に加算する手法を取ってみてはどうか。全ての議員に対して、全国都市問題会議で執行した費用を振り分けて、政務活動費に配分する形で研修費に充てていく案である。

《主な意見》

- ・ 全国都市問題会議だけでなく、ほかに候補を挙げて選べばどうか。他会派の議員や他自治体の議員との交流ができる点では、会派の行政視察と違う面もある。
- ・ 研修で何を学びたいのかが大事であり、また、議長会フォーラムは抽選で当選しない場合もあって、一定決められない部分がある。
- ・ コロナ後においては、大規模会場での大勢を集積する研修会は実施されにくくなるのが想定される。経費がかさんだり、参加定員が減ると参加しづらくなるので、委員長の意見も大事である。ただし、新たに政務活動費に配分するのであれば、必ず研修会に参加するということの足かせを付けておく必要がある。これを行政視察で使ってしまうと、本末転倒であるので、この部分をペインティングして検討いただきたい。
- ・ 全国都市問題会議にかかっている予算を使って、これから議員が活動する上で、それぞれが選択していろいろな研修に行けるようになる。議員それぞれが思いをもって勉強するために研修に参加するものであるのよいと思う。
- ・ 基準を明確に設けていただいた中で、研修会を選べるようになるのはありがたい。
- ・ 議員それぞれが自由に使えてよいと思うが、1年間で精算しなければならないので、事務局として予算の付け方が難しい。

- ・政務活動費については、条例で定められているものであり、条例改正は可能であるとするが、それまでには、財政的な面での協議が必要になってくる。
- ・議員一人で見ると4年間に一度参加しており、1年間6人の予算を全議員24人で割ることになるので、現在月額1万5,000円の政務活動費からどれほどのアップとなるのか。
- ・予算については財政課との協議が必要である。また、議長には理事者との調整についてお願いしたい。

《決定事項》

- ・今年度中止となれば、予算的なことがあるが、最終年度に18人が対象となる。今期についてはその整理しかできない。
- ・第18期に向けて、どのぐらいの額になるのかシミュレーションして、予算を組み替えて政務活動費に積んで調整できるのかを検討する。

○今回の検討事項

- ・第18期に向けたルール作り
- ・政務活動費への積み上げ

《試算》

- ・第15期（平成23～26年度） 鹿児島市・盛岡市・大分市・高知市
2,451,427円（総額）／26人＝94,286円（A）
1人1ヶ月あたりの額（A）／48ヶ月＝1,964円
- ・第16期（平成27～30年度） 長野市・岡山市・那覇市・長岡市
1,934,880円（総額）／24人＝80,620円（B）
1人1ヶ月あたりの額（B）／48ヶ月＝1,680円

※第15期と第16期の平均額 1,822円

一般質問時間のシミュレーション

6月議会・9月議会・12月議会			3月議会					
	現状	案		現状	案	(参考)		
1 日 目	6人	5人	1 日 目	4人	4人	4人		
	①10:00～10:45	①10:00～10:45		①10:00-11:20	①10:00-11:20	①10:00-11:20		
	②10:45～11:30	②10:45～11:30		②11:20-12:00	昼休憩 (11:20～13:00)	昼休憩 (11:20～13:00)		
	③11:30～12:15	昼休憩 (11:30～13:00)		昼休憩 (12:00～13:00)				
	昼休憩 (12:15～13:15)			②13:00-14:20	②13:00-14:20			
	④13:15～14:00	③13:00～13:45		10分休憩	10分休憩			
	⑤14:00～14:45	④13:45～14:30				③14:30-15:50	③14:30-15:50	
	⑥14:45～15:30	15分休憩		20分休憩	④16:00-17:20	④16:00-17:20		
議運（市長出席）		議運（市長出席）		議運（市長出席）				
2 日 目	8人	6人	2 日 目	8人	7人	8人		
	⑦10:00～10:45	⑥10:00～10:45		⑤10:00-10:35	⑤10:00-10:45	⑤ 9:30-10:15		
	⑧10:45～11:30	⑦10:45～11:30		⑥10:35-11:10	⑥10:45-11:30	⑥10:15-11:00		
	⑨11:30～12:15	昼休憩 (11:30～13:00)		⑦11:10-11:45	昼休憩 (11:30～13:00)	昼休憩 (12:00～13:00)		
	昼休憩 (12:15～13:15)			⑧13:00-13:35			⑦13:00-13:45	
	⑩13:15～14:00	⑧13:00～13:45		⑨13:35-14:10	⑧13:45-14:30	⑧13:00-13:45		
	⑪14:00～14:45	⑨13:45～14:30		⑩14:10-14:45	15分休憩	15分休憩		
	⑫14:45～15:30	⑩14:45～15:30		⑪15:05-15:40			⑨14:45-15:30	⑨13:45-14:30
	15分休憩	⑪15:30～16:15		⑫15:40-16:15	⑩15:30-16:15	⑩14:45-15:30		
	⑬15:45～16:30	議運（市長出席）		議運（市長出席）	⑪16:30-17:15	⑪15:30-16:15		
	⑭16:30～17:15				議運（市長出席）	⑫16:30-17:15		
	議運（市長出席）			議運（市長出席）		議運（市長出席）		
	3 日 目	7人		6人	3 日 目	9人	7人	8人
		⑮10:00～10:45		⑫10:00～10:45		⑬10:00-10:35	⑫10:00-10:45	⑬ 9:30-10:15
⑯10:45～11:30		⑬10:45～11:30	⑭10:35-11:10	⑬10:45-11:30		⑭10:15-11:00		
⑰11:30～12:15		昼休憩 (11:30～13:00)	⑮11:10-11:45	昼休憩 (11:30～13:00)		昼休憩 (12:00～13:00)		
昼休憩 (12:15～13:15)			⑯13:00-13:35				⑭13:00-13:45	
⑱13:15～14:00		⑭13:00～13:45	⑰13:35-14:10	⑮13:45-14:30		⑮13:00-13:45		
⑲14:00～14:45		⑮13:45～14:30	⑱14:10-14:45	15分休憩		15分休憩		
15分休憩		⑯14:45～15:30	⑲15:05-15:40				⑰14:45-15:30	⑰13:45-14:30
⑳15:00～15:45		⑰15:30～16:15	⑳15:40-16:15	⑱16:30-17:15		⑱15:30-16:15		
㉑15:45～16:30		追加提案・付託	㉑16:15-16:50	追加提案・付託		追加提案・付託		
追加提案・付託			予特（正副委員長互選）				⑳16:30-17:15	
追加提案・付託		予特（正副委員長互選）		追加提案・付託				
4 日 目		6人	4 日 目	(一般質問予備日)	5人	3人		
		⑮10:00～10:45		各常任委員会 (補正予算審議)	⑲10:00-10:45	⑳10:45-11:30	㉑ 9:30-10:15	
		⑯10:45～11:30			昼休憩 (12:00～13:00)	昼休憩 (11:30～13:00)	㉒10:15-11:00	
		昼休憩 (11:30～13:00)		㉑13:00-13:45			㉓11:15-12:00	
		⑳13:00～13:45		各常任委員会 (補正予算審議)	㉒13:45-14:30	追加提案・付託	昼休憩 (12:15～13:15)	
		㉑13:45～14:30			㉓14:45-15:30			予特（正副委員長互選）
		15分休憩		追加提案・付託	追加提案・付託	予特（正副委員長互選）	各常任委員会 (補正予算審議)	
		㉒14:45～15:30						予特（正副委員長互選）
		㉓15:30～16:15						
	補正予算審議の常任委員会 実績時間							
H31 総4.0h・環2.5h・産2.5h 平均3.0h								
R1 総6.5h・環2.5h・産3.0h 平均4.0h								
R2 総4.5h・環3.0h・産4.5h 平均4.0h								

年 月 日

亀岡市議会議長 様

会派名
幹事長

会派視察調査報告書

会派視察調査の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 視察期間
- 2 視察場所
- 3 調査項目
- 4 参加議員
- 5 概 要 別紙のとおり

視 察 概 要

◎ 月 日 ()

視察場所

視察時間

(1) 調査項目

説明者 (相手方)

※写真貼付

視 察 場 所	
調 査 項 目	
視察の目的	
施策等の概要	例 （視察先の施策） （本市の現状）
考 察	例 （現状や事業効果） （本市に導入できること） （本市に導入した場合の課題） （今後の検討）
議員意見等	

※資料・交換名刺別添

幹事長（会派代表者）討論要領

【目的】

市政の在り方や、重点施策・課題等、所管をまたぐものも含めた事項をテーマとして、各会派の幹事長または代表者が、市長と直接、「討論」を行い、その議論を今後の市政運営や施策へ反映させることで、市民の負託に応えとともに、市民福祉の増進につなげていく。

【日程】 11月9日（火）（裏面のスケジュール参照）

※ 討論テーマ等の通知は、会派会議及び幹事長会議（正副議長含む）を経て決定の上、速やかに市長（執行部）に送付する。（開催日1週間前までに行う。）

【場所】 議場

【討論者】 各会派の幹事長または代表者と市長

※ 討論者は質問席、市長は演台（仮設）において発言。

※ 討論者以外の全議員、市長以外の理事者も出席。

【討論時間】 1会派40分以内（市長発言含む）

【その他】

討論テーマの項目数等は、特に制限しないが、討論が時間内に終了できる範囲内とする。

討論は、公開とする。（傍聴は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ可とする。）

但し、インターネット中継等を行わないものとする。

《一般質問との違い》

一般質問のように所管・施策別に関係なく、市政の在り方や、重点施策・課題等、より大きなテーマ（所管をまたぐことができる）で、論点をしばって議論を戦わせることができる。

ある意味、ディバートの性格をもつ。

（裏面につづく）

スケジュール

済 ○10月7日(木) 幹事長会議

幹事長会議(正副議長含む)で要領及びスケジュール等を確認。

済 ○10月20日(水) 正午 討論テーマ等締切

それぞれの会派会議を経て、各会派の幹事長は、討論者、討論テーマ、討論要旨について、議長宛てに提出。

○10月21日(木) 幹事長会議(議会運営委員会後)

幹事長会議(正副議長含む)で、討論テーマ及び討論要旨を確認し、討論順を決定。

○10月25日(月)～29日(金)のいずれかの日

市長(執行部)へ討論テーマ等を通知 及び 市長・正副議長調整

各会派から出された討論テーマ等をまとめ、市長(執行部)宛てに提出し、市長・正副議長により討論内容を調整。併せて、市長等に対して出席を依頼。

○11月9日(火) 幹事長(会派代表者)討論

幹事長(会派代表者)討論開催。(事前に広報依頼、週間行事予定掲載、ホームページ・フェイスブック掲載等)

タイムスケジュール(予定)

11:00開会	議長挨拶 ※趣旨説明等 市長挨拶
11:05～11:45	1会派目
12:45～13:25	2会派目
13:35～14:15	3会派目
14:25～15:05	4会派目
15:05閉会	議長挨拶 ※総評等

キーワード検索

ページID検索

ENHANCED BY Google

検索

すべて ページ PDF

表示

組織でさがす

地図でさがす

よくある質問

カレンダーでさがす

現在地 [トップページ](#) > 亀岡市議会

亀岡市議会



重要なお知らせ

2021年10月1日更新
亀岡市ホームページをリ
ニューアルしました。

重要なお知らせの一覧

重要なお知らせのRSS

亀岡市議会

ページID : 0014601

更新日 : 2021年10月7日更新

新着情報

現在、掲載されている情報はありません。

議会カレンダー

会議録検索

議会中継・録画

Facebook

議会の構成・議員の紹介

- ・ [亀岡市議会について](#)
- ・ [議長・副議長のあいさつ](#)
- ・ [議会の構成](#)
- ・ [議員の紹介](#)
- ・ [会派](#)
- ・ [委員会](#)

会議情報

- ・ [議会の日程のお知らせ](#)
- ・ [市議会の会議結果](#)
- ・ [一般質問通告書](#)
- ・ [文書質問](#)

広報広聴

- ・ [市議会だより](#)
- ・ [議会報告会・わがまちトーク](#)

かめおか市議会だより最新号

かめおか
市議会だより No.189
2021年10月3日発行

補正予算が可決

市民生活
向上へ
道路・街路灯の新設整備
手続き時のハンコは不要に
さらに進化する議会へ
全議員が質問に立つ
LGBTQ+政策研究会 始動

子育て・教育を応援
新生児10万円支給
子育て世帯に生活支援金支給
児童に階段乗降指導導入
ワクチン接種の拡充へ
公共施設へさらなる感染防止策

令和三年 六月議会

発行 亀岡市議会 〒621-8622 亀岡市安南町4-10-1 TEL 077-922-4505 FAX 077-922-4565
編集 亀岡市議会 編集委員会 www.city.kameoka.hyogo.jp フェイスブック
発行所 亀岡市議会 〒621-8622 亀岡市安南町4-10-1

バックナンバーはこちらからご覧ください。

[議会が行うパブリックコメント](#)

- ・ [子ども議会](#)

議会改革・議会活性化

- ・ [議会改革・議会活性化への取り組み](#)
- ・ [通年議会](#)
- ・ [亀岡市議会基本条例](#)
- ・ [議員定数・議員報酬の検討](#)

議会情報

- ・ [議題・陳情](#)
- ・ [会議の傍聴](#)
- ・ [行政視察受け入れのご案内](#)
- ・ [亀岡市ポイ捨て等禁止条例案について（議員提案）](#)
- ・ [お知らせ](#)

情報公開

- ・ [議員報酬](#)
- ・ [議長交際費](#)
- ・ [政務活動費](#)

 見つからないときは

 よくある質問と回答

皆さまのご意見をお聞かせください

お求めの情報が充分掲載されていりましたでしょうか？

☐ 充分だった ☒ 普通 ☐ 情報が足りない

ページの構成や内容、表現はわかりやすかったですでしょうか？

☐ 分かりやすい ☒ 普通 ☐ 分かりにくい

この情報をすぐに見つけられましたか？

☐ すぐに見つけた ☒ 普通 ☐ 時間がかかった

送信する

このページに関するお問い合わせ先

[議会事務局](#) 議事調査係

京都府亀岡市安町野々神8番地

Tel : 0771-25-5051 Fax : 0771-25-6965

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

Tweet  いいね!  シェア  LINEで送る

[トップへ戻る](#) 

[サイトマップ](#) | [ご利用案内](#) | [RSS配信](#) | [個人情報保護](#) | [ウェブアクセシビリティ方針](#)

亀岡市役所

法人番号2000020262064

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

Tel:0771-22-3131

Fax:0771-24-5501

業務時間:午前8時30分から午後5時15分まで

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く

 メールでのお問い合わせ >

 市役所へのアクセス >

内閣府選定 SDGs未来都市

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS
亀岡市はSDGsに取り組んでいます。

兵庫県



京都府

大阪府

奈良県

福井!

Copyright Kameoka City. All Rights Reserved.